2015人事院勧告に対する自治労見解

1.　人事院は8月6日、本年の官民較差に基づき、月例給を1,469円・0.36％、一時金を0.1月引き上げる勧告を行った。また、勤務時間の弾力化として、フレックスタイム制の拡充を勧告した。

2.　月例給と一時金ともに2年連続で引き上げ勧告を行うのは、1990・91年以来24年ぶりであるが、物価の上昇と民間業績の改善という情勢の中では、当然である。同時に、再任用職員を含めて幅広く俸給表の引き上げを行ったことについては、一定評価できるものである。

3.　一方で、俸給表は平均0.4％引き上げ改定としたものの、月例給較差のうち、実際に俸給表へ配分されることになる原資は280円にとどまり、1,156円は地域手当の前倒し（遡及）改定に配分されることとなった。総合的見直しによる現給保障期間であるため、俸給表をプラス改定しても原資を十分に活用することができず、引き上げ効果が表れない結果となっているが、本来であれば、官民較差は基本給である俸給表の引き上げで解消すべきである。地方公務員の場合、75％が地域手当の非支給地であることからも、自治労としては納得できるものではない。

4.　フレックスタイム制の拡充は、育児・介護等に配慮した柔軟な働き方を可能にする要素はあるものの、地方においては、住民サービスに直結した職場であることから、制度改正の本旨である超過勤務の解消とワーク・ライフ・バランスの確立を基本に、制度導入を含めて十分な交渉・協議が必要である。とくに、超過勤務手当を圧縮することを目的に、窓口業務の時間延長や休日開庁等にフレックスタイム等を活用するようなことは、あってはならない。

5.　今後は、政府による勧告の取り扱いが焦点となる。9月末までの延長国会となっていること、さらに、強引な国会運営・安保法案審議等に対する国民批判が日々高まる情勢であることから、政府の閣議決定については、時期も内容も極めて不透明と言わざるを得ない。したがって、今後、政府に対しては、本年の官民較差に基づく給与引き上げを確実に実施することを強く求めていく。

6.　自治労は、2015秋季闘争・賃金確定闘争を通じて人事委員会対策を強化し、要請・交渉に直ちに取り組み、公民較差プラス分は、給料表引き上げに確実かつ広範に配分することを求める。同時に、総合的見直しによる賃金引下げに抗し、水準の維持・改善を最重要課題と位置づけ、交渉体制を確立し、首長との早期の協議の開始、交渉・合意による賃金確定を図る。本部は、各自治体における労使交渉結果の尊重とともに、財政健全化計画を盛り込んだ「骨太方針2015」にもとづく人員削減と民間委託等の推進などについて、不当な要請を行うことのないよう、総務省対策をさらに強化する。

7.　政府・自民党による地方公務員へのさまざまな圧力に対し、自治労は、組織の総力をあげて抗していかなければならない。今こそ、組織の結集力が問われている。そのため、組合活動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底し、産別統一闘争の再構築に向け、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2015年8月6日

全日本自治団体労働組合